

関島社会保険労務士事務所便り

2010年
4月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



雇用保険料・協会けんぽの健康保険料・介護保険料

この4月から引上げに

この4月から雇用保険料と協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）の健康保険料・介護保険料が引上げになります。

2のように変更になります。

雇用保険料 賃金からの控除額 一般0.6% 建設業0.7%

雇用保険料は賃金総額に対し、表1のようになります。

雇用保険に加入する従業員に支払う賃金から0.6%（建設業は0.7%）を控除することになります。

表1 雇用保険料率

	保険料率	事業主負担分	従業員負担分
一般	1.55%	0.95%	0.6%
建設業	1.85%	1.15%	0.7%

協会けんぽの健康保険料 標準報酬の4.66%（東京の場合）控除

協会けんぽに加入する事業所の健康保険料と介護保険料についてもこの4月から表

表2 協会けんぽ保険料率・介護保険料率

		新	折半率
健康保険料率	東京	9.32%	4.66%
	埼玉	9.30%	4.65%
	千葉	9.31%	4.655%
	茨城	9.30%	4.65%
介護保険料率	全国一律	1.50%	0.75%

（保険料率は標準報酬月額及び賞与標準額に対する%、労使で折半負担。介護保険料は40歳以上65歳未満の者に掛かります。）

《 国民年金は月額15,100円に 》

国民年金の保険料についても、この4月より月額15,100円になります。

4月30日までに口座振替で前納すると年間3,800円割引になり、納付書又はクレジットカードにより4月30日までに前納すると年間3,220円割引になります。

障害年金の落とし穴 学生は特に注意

4月生まれのA夫さんは、大学を卒業して就職しました。ところが、翌年1月に交通事故にあい、片足切断という障害を負いました。就職して厚生年金に加入していたので障害年金が受けられると思い障害年金を請求しようとしたところ、社会保険事務所（年金事務所）で「障害年金はもらえない」といわれ、障害無年金者になっています。今のところ、A夫さんの障害無年金状態を解消する手立てはありません。

20歳になると学生でも国民年金の保険料を納めなければなりません。学生や20代の若者については、保険料の支払いができない場合、その支払いを「猶予」する制度があります。市区町村の国民年金課でこの手続きをすればその期間は滞納とみなされません。しかし、A夫さんはこの手続きをしていませんでした。

障害年金の保険料納付要件

障害年金を受けるには、次のいずれかを満たしていることが必要です。

① 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までに保険料納付期間と免除期間（猶予期間含む）を合算した期間が

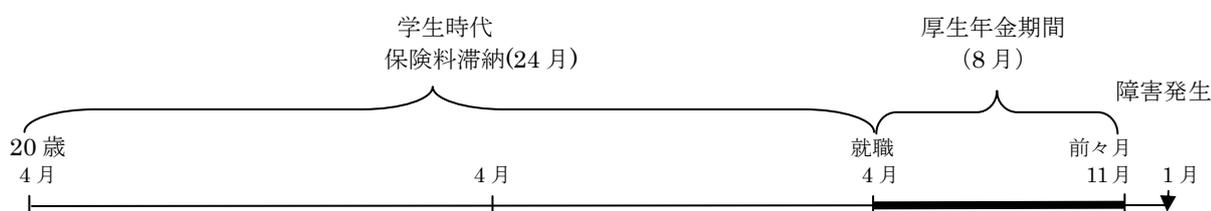
その人が保険料を納付すべき期間（被保険者期間）の3分の2以上あること。

② 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料が納められていること（保険料免除期間・猶予期間含む）。

国民年金被保険者期間は20歳になったときからカウントされます。A夫さんはこの保険料納付要件をいずれも満たしていませんでした。

国民年金の保険料は2年間さかのぼって納付することができます。しかし、障害年金においては、事後に納付しても「初診日の前日において」という条件があるため受給権は発生しません。

障害者となったA夫さんが障害年金をもらえないわけ



① A夫さんは、障害発生の前々月まで保険料納付期間が厚生年金加入の8ヶ月しかないため、保険料納付期間が被保険者期間（32月）の3分の2以上ありません。

② A夫さんは、障害発生直前の保険料納付期間が8ヶ月しかないため、「初診日のある月の前々月までの直近1年間保険料納付」という要件も満たしません。

労働基準法改正に伴う

時間単位年休の注意点

事業主が従業員に年次有給休暇を付与する単位は、これまでは原則として「1日単位」（半日単位でも可）でした。

労働基準法の改正によりこの4月から労使協定を締結した場合、時間単位で年次有給休暇を付与できるようになりました。

1、制度導入は使用者の判断

時間単位の年休制度の導入は、使用者の選択に委ねられ、必ずしも導入しなければならないものではありません。しかし、年休利用の便利性と利用促進という見地から導入の可否を検討することが必要です。

2、導入する場合に協定する事項

時間単位の年休を導入する場合には労使協定で少なくとも次のことを定めることが必要です。

①対象労働者の範囲

時間単位年休を取得できる労働者は、「全員」としてもかまいませんが、通達（H21.5.29基発第0529001号）では、時間単位年休は「全員一斉に作業を行う業務等にはなじまない」としており、対象労働者を明確に協定することを求めています。

②時間単位の年休の日数

時間単位年休の日数は5日以内にしなければなりません。

③年次有給休暇1日の時間数

時間単位の年休を付与するときの年休1

日の時間数は次のとおりです。

- ・ 所定労働時間が6時間以下の者 → 6時間
- ・ 所定労働時間が6時間超7時間以下の者 → 7時間
- ・ 所定労働時間が7時間超の者 → 8時間

④時間年休1回の単位時間

1回の取得単位時間を1時間とすることが一般的ですが、事務処理が複雑になります。そのため、2時間単位、4時間単位等で付与することができます。

3、時季変更権

時間単位年休にも法的には使用者の時季変更権が認められます。しかし、通達により次のことはできません。

- ①時間単位年休を日単位年休へ変更
- ②日単位年休を時間単位年休へ変更
- ③取得できない時間帯を定めること
- ④勤務中途の取得制限を定めること
- ⑤1日の取得時間数の制限を定めること

4、就業規則への記載

時間単位の年休制度を導入する場合の労使協定は、行政官庁への届出が求められていません。

しかし、常時10人以上の労働者を使用する事業所においては、時間単位年休を設けるときには就業規則に記載することが必要です。そのため、就業規則の変更による労働基準監督署への届出が必要になります。

●「ひげで給与減額」は違法 神戸地裁判決

ひげを理由に人事評価で低い評価を与えられて給与を減額されたのは人権侵害であるとして、郵便事業会社の男性職員が同社に損害賠償（約 157 万円）を求めている訴訟で、神戸地裁は「同社のみだしなみの基準は限定適用されるべきで人事評価は違法」として、同社に約 37 万円の賠償を命じる判決を下した。（3 月 26 日）

●失業者の国民健康保険料を軽減

厚生労働省は国民健康保険法施行令を改正し、今年 4 月から倒産や解雇・雇止めなどで失業した人の国民健康保険料に関して、軽減措置が行われる。保険料の算定基礎となる前年所得を 3 割として計算する結果、健康保険を任意継続するより国民健康保険に加入する方がトクすることが見込まれる。（3 月 17 日）

●介護事業所の指定取消しが過去最多に

厚生労働省は、2008 年度における介護サービス事業所の指定取消しが全国で 161 カ所となったと発表した。2000 年度の介護保険制度発足以来、過去最多。取消しの理由は介護給付費の不正受給が最も多く、不正内容は、「介護保険法に基づく基準よりも少ない人員しか配置していない」「記録に不備があり実態と異なる」「書類提出命令に従わない」などが多かった。市町村では不正に受給した介護給付費の返還要求をしているが、総額の 14%程度しか返還されていない。（3 月 14 日）

●個人請負・業務委託「実態は労働者」が約 35%

厚生労働省は、個人と「請負契約」や「業務委託契約」を締結している企業（調査対象 325 社）のうち 35.6%が、労働者に該当するおそれ

のある働き方をさせているとする調査結果を発表した（調査は民間企業に委託）。40.3%の企業が「毎日の報告義務」を、37.5%の企業が「定時入社」を求めている。（3 月 11 日）

●「メタボ」になると医療費が 1.6 倍に

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）になると、医療費が 1.6 倍かかるとする分析結果を発表した。2008 年度に生活習慣病の健康診断を受診した 35 歳以上の人（約 425 万人）のデータを分析した。（3 月 11 日）

●不法滞在の外国人が大幅に減少

法務省は、今年 1 月 1 日時点における不法滞在の外国人が 9 万 1,778 人（前年比 18.8%減）となり、1989 年以来 21 年ぶりに 10 万人を割り込んだと発表した。国内の景気低迷や取締りの強化が影響したものとみられ、国別では、韓国 2 万 1,660 人（同 10.5%減）、中国 1 万 2,933 人（同 29.7%減）、フィリピン 1 万 2,842 人（同 25.7%減）が上位を占めた。（3 月 9 日）

●健保組合の加入記録あれば厚年記録認定

「年金記録回復委員会」が、「消えた年金記録」救済に関する新たな基準緩和案を発表し、厚生年金保険料の納付記録がないケースにおいて、同時期における厚生年金基金か健康保険組合の加入記録が残っていれば、納付を認定することが明らかになった。早ければ今年 4 月にも施行される。（3 月 5 日）

